

平成 30 年度

行政監査結果報告書

(複合施設の管理・安全点検について)

平成 31 年 4 月

豊島区監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	
2	監査の目的	
3	監査の対象	
4	監査の実施期間	
5	監査の着眼点	
6	調査の方法	
7	監査の実施	
8	監査結果の基準	
第 2	監査の結果	5
第 3	監査結果に対する改善措置等の報告	15
別紙 1	事務監査対象施設一覧	16
2	調査集計結果	21
参考資料		23
	豊島区区有施設の点検に関する要綱	23
	建築基準法（抜粋）	29
	建築基準法施行令（抜粋）	31
	消防法（抜粋）	32
	消防法施行令（抜粋）	35
	消防法施行規則（抜粋）	42
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）	44
	豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例（抜粋）	48

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

複合施設の管理・安全点検について

2 監査の目的

区が設置している複合施設は、施設の用途ごとに利用者や開館日・開館時間が異なり、管理主体も直営、指定管理者、委託事業者など管理形態が複雑・多様化している。

一方、区の施設は建築基準法で建物や昇降機などの定期的な点検が義務付けられており、消防法に基づく消防設備等（特殊消防設備等）の点検についても定期的実施するように定められている。

また、区では、「豊島区区有施設の点検に関する要綱」により、法定点検以外にも安全性を高めるための制度を設け、施設の職員によって「安全点検」を行い、点検結果に対する報告を義務付けている。

災害時や緊急時における利用者の安全確保のためには、複合施設が一体性のある安全対策が担保され、管理区分の明確化や役割分担、情報共有など施設間での総合的な対策が講じられることが重要である。

今回の監査は、「安全・安心」の観点から、区が設置する複合施設における建築・消防法規に基づく建物・消防設備等の点検及び改善の状況、消防計画の作成、避難訓練の実施状況、施設間での連携状況などについて検証し、今後の複合施設の「安全・安心」に資することを目的に実施した。

3 監査の対象

区が設置している全施設について調査を実施し、複数の施設により構成された複合施設を抽出して、監査の対象とした。

4 監査の実施期間

平成30年9月11日（火）～平成31年1月22日（火）

5 監査の着眼点

(1) 複合施設の管理は適切に行っているか

- 管理区分は明確であるか
- 共用部分の施設・設備の管理は、適切に行っているか
- 施設間の情報交換・共有は適切に行っているか

(2) 建築法規に基づく点検を適正に実施しているか

- 点検の範囲は明確であるか
- 点検結果について十分に把握しているか

- (3) 消防法規に基づく点検等を適正に実施しているか
 - 統括防災・防火管理者を選任しているか
 - 消防計画を作成しているか
 - 施設全体での避難訓練等は適切に実施しているか
 - 消防設備等（特殊消防設備等）点検を適正に実施しているか
- (4) 区の要綱に基づく安全点検を適正に実施しているか
 - 安全点検実施計画に基づき点検を実施しているか
 - 点検結果を適正に報告しているか
- (5) 各点検において不良箇所等が判明した際の対応は適切に行っているか
 - 改善措置は適時行っているか
 - 予算措置の対応は適切に行っているか

6 調査の方法

監査をより効率的かつ効果的に進めるために、全部局を対象とした書面による全件調査（第1次調査）を実施し、その調査の結果に基づき、第2次調査対象とした施設について、第2次個別調査票、関係帳票の提出を求め、個別調査（第2次調査）を実施した。

(1) 全件調査（第1次調査）

① 実施期間

平成30年9月11日（火）～平成30年10月1日（月）

② 対象施設 288施設

全施設

③ 対象課

全課

(2) 個別調査（第2次調査）

① 実施期間

平成30年10月30日（火）～平成30年11月16日（金）

② 対象施設 166施設 別紙「事務監査対象一覧」（18頁）参照

③ 対象課（30課）

総務部	防災危機管理課、庁舎運営課
区民部	区民活動推進課、地域区民ひろば課
文化商工部	生活産業課、文化デザイン課、図書館課
環境清掃部	環境保全課、ごみ減量推進課
保健福祉部	福祉総務課、高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、西部生活福祉課、介護保険課

池袋保健所	地域保健課
子ども家庭部	保育課
都市整備部	地域まちづくり課、住宅課、土木管理課、 公園緑地課
教育部	放課後対策課、学校施設課、教育センター

7 監査の実施

個別調査（第2次調査）後、対象課に対する事務監査を実施した。
その後、事務監査の結果を踏まえて監査委員監査を実施した。

(1) 事務監査

① 実施期間

平成30年12月3日(月)、4日(火)、5日(水)、6日(木)
7日(金)

(2) 監査委員監査

① 実施期間

平成31年1月16日(水)、17日(木)、18日(金)、21日(月)
22日(火)

② 対象課及び対象複合施設（1課6施設）

- ・施設整備課
- ・ライズアリーナビル
（中央図書館・舞台芸術交流センター）
- ・健康プラザとしま
（池袋スポーツセンター・健康診査センター・上池袋豊寿園
上池袋コミュニティセンター）
- ・としま産業振興プラザ
（としまスタートアップオフィス・地域活動交流センター
郷土資料館・男女平等推進センター・区民ひろば西池袋）
- ・心身障害者福祉センター
（心身障害者福祉センター・目白生活実習所・目白福祉作業所）
- ・南大塚複合施設
（区民ひろば南大塚・南大塚地域文化創造館
東部高齢者総合相談センター・東部障害支援センター）
- ・千登世橋教育文化センター
（雑司が谷体育館・雑司が谷地域文化創造館
教育センター・ぞうしがやこどもステーション）

8 監査結果の基準

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査の結果及び地方自治法第 199 条第 10 項の規定による意見は、下記の「監査結果における指摘事項等の基準」（平成 29 年 1 月 16 日豊島区監査委員協議会決定）に基づき述べる。

1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3. 意見・要望

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

第2 監査の結果

1 指摘事項

指摘する事項は認められなかった。

2 指導事項

(1) 防火管理者の選任について

- ① 建築物の防災力の強化を図るため、消防法（昭和23年法律第186号）は、消防法施行令第1条の2第3項で定める防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任（同法第8条第1項）及び防火管理者の選任・解任時の消防署長への届出（同条第2項）を義務付けている。

防火管理者の選任及び届出状況を確認したところ、複数の施設において防火管理者が選任されていなかった。

いずれも、複合施設全体で見れば防火管理者が全く選任されていない状況ではないが、消防署長の判断によっては、同法第8条第3項の命令を受けられる可能性がある。

法令を遵守し、複合施設を構成する施設で協議して防火管理者の選任について適切に対応されたい。

※注 表：別紙『事務監査対象施設一覧』参照

No.	施設名	所管課
1	池袋本町第二区民集会室	区民活動推進課
2	長崎第五区民集会室	区民活動推進課
30	北大塚区民集会室	区民活動推進課
40	上池袋第一まちづくりセンター	地域まちづくり課
42	長崎第四区民集会室	区民活動推進課
43	千川区民集会室	区民活動推進課
61	旧池袋第一児童館	財産運用課

- ② 防火管理者の資格については、消防法施行令第3条第1項で防火管理者講習を修了した者と定められているが、人事異動に伴い講習を修了していない者を防火管理者として選任していた。講習会の年間の開催時期が限られているとはいえ、計画的に職員の受講を促すなどにより、法令を遵守し、選任が適切に行われるよう対応されたい。

No.	施設名	所管課
46	子どもスキップ駒込	放課後対策課
47	子どもスキップ巣鴨	放課後対策課
48	子どもスキップ豊成	放課後対策課
49	子どもスキップ朝日	放課後対策課
54	子どもスキップ池袋本町	放課後対策課
55	子どもスキップ長崎	放課後対策課
57	子どもスキップ富士見台	放課後対策課
58	子どもスキップ千早	放課後対策課
60	子どもスキップさくら	放課後対策課

- ③ 防火管理者の人事異動に伴う解任と新たな防火管理者の選任及び消防署への提出が、3か月以上行われていなかった。消防署への届出期限に関する規程がないことから、法令に反するとまでは言えないが、人事異動があった場合は速やかに新たな防火管理者を選任し、消防署長へ届出されたい。

No.	施設名	所管課
3	千早地域文化創造館多目的ホール	学習・スポーツ課
10	子どもスキップ西巣鴨	放課後対策課
49	朝日小学校	学校施設課
50	池袋第一小学校	学校施設課
51	子どもスキップ池袋	放課後対策課
52	目白小学校	学校施設課
53	高南小学校	学校施設課
53	子どもスキップ高南	放課後対策課
55	長崎小学校	学校施設課
55	子どもスキップ長崎	放課後対策課
57	富士見台小学校	学校施設課
60	さくら小学校	学校施設課

- ④ 指定管理者が複合施設全体の防火管理者として消防署長に届出ているにもかかわらず、複合施設を構成する施設において個別に防火管理者が選任されており、防火管理者の防火対象が重複していた。

複合施設の防火管理区分や防火管理者の権限及び責任が明確になるよう再調整されたい。

No.	施設名	所管課
29	区民ひろば西池袋 (としま産業振興プラザ)	地域区民ひろば課 (生活産業課)

(2) 消防計画の作成について

- ① 消防計画の作成及び変更については、消防法施行令第3条の2第1項で防火管理者の責務とされ、消防署長への届出が義務付けられている。

消防計画の作成及び届出状況を確認したところ、防火管理者は選任されていたが消防計画が作成されていない施設があった。

※ 消防計画には自衛消防隊及び避難訓練計画を記載することになっている。消防計画を作成していないことから、自衛消防隊の編成及び避難訓練についても実施していない。

No.	施設名	所管課
4	東部区民事務所	東部区民事務所
33	ほほえみクラブ室	高齢者福祉課
43	千川つつじ苑	住宅課

- ② 消防計画は作成していたが、自衛消防隊を編成していなかった。

No.	施設名	所管課
36	東池袋分庁舎	生活福祉課
41	巣鴨つつじ苑	住宅課
42	長崎つつじ苑	住宅課

- ③ 自衛消防隊は編成していたが、複合施設を構成する一部の施設を除外して編成されていた。

No.	施設名	所管課
24	千登世橋教育文化センター (ぞうしがやこどもステーション)	学習・スポーツ課
25	健康プラザとしま (健康プラザとしま喫茶用スペース)	学習・スポーツ課
26	南長崎スポーツセンター (南長崎自転車駐車場)	学習・スポーツ課

No.	施設名	所管課
29	としま産業振興プラザ (としまスタートアップオフィス)	生活産業課
38	池袋保健所 (池袋休日診療所、池袋あうる薬局 口腔保健センター)	地域保健課

- ④ 自衛消防隊の構成等が変更されているにもかかわらず、消防計画の修正が長期間行われていない施設があった。

No.	施設名	所管課
24	千登世橋教育文化センター	学習・スポーツ課

防火管理者による各施設の防火管理体制の強化を図るべく、法令による消防計画の作成、自衛消防隊の編成などについて、速やかに対応し、消防署長へ届出されたい。

(3) 消火、通報及び避難訓練の実施状況

避難訓練等については、消防法施行規則第3条第10号により特定防火対象物は年間2回以上、非特定防火対象物については消防計画で定めた回数以上実施することが定められている。

平成29年度の避難訓練等の実施状況を確認したところ、1回も実施していない又は参加していない施設があった。

法令に基づき、計画的に避難訓練等を実施し、結果をフィードバックすることにより、複合施設全体の防火管理体制の強化を図られたい。

No.	施設名	所管課
3	西部区民事務所	西部区民事務所
3	千早地域文化創造館多目的ホール	学習・スポーツ課
6	東部障害支援センター	障害福祉課
19	長崎休日診療所	地域保健課
26	南長崎自転車駐車場	土木管理課
38	池袋休日診療所	地域保健課
38	池袋あうる薬局	地域保健課
38	口腔保健センター	地域保健課

No.	施設名	所管課
41	巣鴨つつじ苑	住宅課
42	長崎つつじ苑	住宅課
48	子どもスキップ豊成	放課後対策課
54	子どもスキップ池袋本町	放課後対策課

(4) 消防用設備等点検の実施について

消防用設備等を設置することが義務付けられている建物の管理権原者は、消防法第17条の3の3により、設置した消防用設備等の定期的点検及び消防署長への報告が義務付けられている。

点検の実施状況を確認したところ、平成29年度の消防用設備等の法定点検が行われてい施設があった。

平成28年度、30年度には、実施していたことを確認しているが、万が一の火災時において、消防用設備等が確実に機能を発揮することができるよう、法令に基づき定期的に点検を実施し、その結果を消防署長へ報告されたい。

No.	施設名	所管課
3	西部区民事務所	西部区民事務所

(5) 安全点検の実施について

「豊島区区有施設の点検に関する要綱」（以下、要綱という。）では、所属長は各施設の職員の中から安全点検員を指定し、安全点検整備計画書を作成して定期的に施設の安全点検を行い、安全点検員から報告を受けることとされている。

安全点検の実施状況について確認したところ、安全点検整備計画及び安全点検報告書が作成されておらず、点検の実施状況やその結果が確認できない施設があった。要綱を遵守し、点検のプロセスと点検結果への対応を明らかにされたい。

No.	施設名	所管課
6	東部高齢者総合相談センター	障害福祉課
33	駒込福祉作業所分室 (旧障害者就労支援センター)	障害福祉課
37	西部高齢者総合相談センター	障害福祉課

※平成29年度においては、東西高齢者総合相談センターの行政財産目的外使用許可を障害福祉課が行っており、所管課を障害福祉課とした。

(6) 利用者等の安全確保への対応状況

区有施設におけるAED（自動体外式除細動器）の設置管理は、防災危機管理課による維持管理要領に基づき各施設において行われている。

南大塚複合施設を構成する南大塚地域文化創造館のAED設置状況を確認したところ、設置場所が案内図等に明示されていなかった。また、設置場所についても複合施設全体として発生リスクが高い場所ではなく、各施設の判断により設置されていた。

緊急時に各施設のAEDを相互に有効に活用できるよう、複合施設における配置場所や設置台数、表示方法について調整を図りたい。

No.	施設名	所管課
6	南大塚地域文化創造館	学習・スポーツ課

(7) 事業所間の情報共有や協力・連携の状況

複合施設では、全体の情報共有や連携のため、各施設の職員により構成する協議会や調整会議を定期的実施していたところもあった。としま産業振興プラザでは調整会議を設置していたが、法定点検や消防設備点検等の結果について情報共有が行われていなかった。調整会議の運営の在り方について再検討されたい。

No.	施設名	所管課
29	としま産業振興プラザ	生活産業課

東京都と区の合築による南大塚複合施設では、東京都が消防法で規定する統括防災・防火管理者を定めて防火管理協議会を組織化しているが、会議の開催実績はなく、有名無実化していた。各施設においても統括防災・防火管理者が作成した「全体の消防計画」を把握していなかった。

複合施設内には高齢者や障害者などが居住する都営住宅があり、地震や火災などの災害が発生した際に各施設の職員も協力して対応する必要があり、東京都との情報交換や情報共有の在り方について検討されたい。

No.	施設名	所管課
6	南大塚複合施設	地域区民ひろば課

3 意見・要望

(1) 複合施設における消防法上の管理権原者について

個々の施設において、誰が管理権原者であるかの判断については、消防庁通知が発出されており、「所有形態、管理形態、運営形態、契約形態等を踏まえて総合的に判断する必要がある」(平成24年2月14日消防予第52号消防庁予防課長通知)とされている。また、同通知では、複合施設においては、「管理権原者の判断が困難である事例が多く見られる」ことも指摘している。

区有施設の管理権原者は、通常は所有者である区長と考えられるが、防火管理業務を指定管理者が行っている複合施設では、管理権原者についての区と指定管理者との関係が必ずしも明確でない状況が見受けられた。

また、「区民ひろば」の防火管理者選任届を調査したところ、施設の管理運営について業務を受託した特定非営利活動法人が、同契約に基づき従業員を防火管理者として選任しているが、区が特定非営利活動法人に対して施設の管理権原についても付与しているかどうか明確になっていなかった。

複合施設における管理権原者の判断については、一義的には消防行政により行われるとしても、区は、区民の「安全・安心」を守る立場から、防火管理制度への理解をさらに深め、管理権原者による明確な防火管理体制が構築されるよう対応されたい。

(施設整備課・地域区民ひろば課)

(2) 防火管理業務の指導體制の整備について

施設の管理権原者は、防火管理者を選任して消防計画の作成、自衛消防組織の編成、避難訓練の計画・実施などの防火管理業務を行わせることが義務付けられている。

しかし、防火管理者を選任するにあたって防火管理者講習を修了していない者を選任していたり、選任していても長期にわたり消防署に選任届を提出していないものが確認された。

また、防火管理者が作成する消防計画や自衛消防組織についても、既に複合施設を構成する各施設の用途が変更されているにもかかわらず、長期間消防計画の変更届が消防署長に提出されていないものもあった。

区には、防火管理業務について、統一的に施設所管課を指導する部署や規則等はなく、各課の判断に委ねられている。

消防法令は雑居ビルや高齢者や障害者などの福祉施設での大規模火災の

教訓から適時改正され、施設の管理権原者と防火管理者の責務も拡大されてきている。

区は、消防機関との連携により、区職員の防火意識のさらなる向上を図るとともに、防火管理業務の統一的な指導体制の整備を検討されたい。

(行政管理課・施設整備課)

(3) 法定点検の指導体制の強化について

法で定める点検については、建築基準法による点検対象として「建築物」「建築設備」「昇降機」「防火設備」が、消防法による点検対象として「消防設備等」がある。

建築基準法による法定点検について、施設整備課は、平成 28 年の法改正で新たに点検対象となった「防火設備」を、消防法による「消防設備等」の点検項目として業務委託仕様書に追加するよう通知しているが、そもそも点検に関する根拠法令が異なっており、点検結果報告の提出先や提出書類も異なっている。より明快な仕組みを再検討すべきである。

また、法定点検の実施体制をみると、建築基準法による「建築物」及び「建築設備」の点検については、大規模施設は施設所管課から予算の執行委任を受けて施設整備課が専門業者に業務委託しており、小規模施設は点検資格のある施設整備課の職員が点検を行っている。また、「昇降機」の点検については各施設所管課が専門業者に業務委託し、点検結果を施設整備課に報告することになっている。

消防法による点検については、点検結果は施設整備課に報告する規定はなく、各施設所管課が専門業者に業務委託して点検を実施し、施設情報システムに掲載することとなっている。

このように、建築基準法による点検については、技術職員を有する施設整備課が状況把握を行っているが、消防法に基づく法定点検については各施設所管課の対応となっており、区有施設全体の安全管理の状況が把握されていなかった。

区は、区民がいつでも安心して施設を利用できるように、法定点検の指導体制のさらなる強化を図られたい。

(行政経営課・施設整備課)

(4) 区有施設の点検に関する要綱の整備について

区有施設の点検については、「豊島区区有施設の点検に関する要綱」(以下、要綱という。)において、建築基準法に基づく法定点検のほか、安全点検の基本的事項が定められている。

制度を所管する施設整備課では、要綱を職員ポータルへ掲載し施設所管課への周知を図っているが、平成 28 年の建築基準法改正により要綱の改正が行われたにもかかわらず、職員ポータルへの掲載は平成 30 年 12 月末まで更新されていなかった。施設の安全管理にかかる法令改正等は、速やかに施設所管課へ周知されたい。

また、要綱第 4 条で「区有施設等を点検する者は、常に区有施設等の点検に必要な法令等の知識の習得に励むことにより、自らの点検能力の維持向上に努めなければならない。」と定めており、各施設所管課では施設整備課が開催する安全点検説明会により知識を習得しているが、隔年開催のため、人事異動で新たに施設に配置された職員が所属長から安全点検員として指名された場合は対応ができない。受講者数の拡大や開催回数の見直しなどにより、知識やノウハウが継承されるよう取り組まされたい。

さらに、要綱第 5 条、第 6 条では法定点検に関する対象施設及び点検資格を定めているが、平成 28 年の建築基準法改正に盛り込まれていた法定防火設備点検に関する規定が整備されていない。対象となる「施設一覧」にも表記されていない。速やかに規定を整備されたい。

なお、今回、非常用照明について、消防法に基づく「消防設備等点検結果報告書」において、30 基が不点灯で電球交換が必要との報告があがっている複合施設があった。非常用照明は避難口を案内する際に欠かせないものであり、安全点検の設備点検項目に加えるように検討されたい。

(施設整備課)

(5) 指定管理者による複合施設の全館管理について

区は、体育館や図書館、地域文化創造館など条例で定めた施設について、民間事業者等と指定管理協定を締結している。

としま産業振興プラザについては、複合施設の一部を指定管理施設として管理する協定を締結しているにもかかわらず、同事業者との間で、別途随意契約により、指定管理外の専用部及び全体共用部の維持管理業務の委託を行っている。

指定管理者である事業者が同一施設の指定管理外の維持管理業務を行うことは、合理的とも考えられるが、区の業務請負契約の原則は、競争入札であることからすると、随意契約は慎重に行われるべきである。

指定管理者を決定する場合は、一般的にプロポーザル方式による提案制度を採用しているが、複合施設全体を対象とするならば、指定管理対象施設のみではなく、複合施設全体の維持管理を含めた提案を求め、評価の対象とすることにより、適正な競争を確保必要がある。

また、この複合施設には、指定管理施設と指定管理外の郷土資料館や男女平等推進センターなどの区有施設、行政財産の貸付による団体事務所や飲食店もあることから管理区分が複雑なものとなっている。管理区分を明確にするとともに管理区分に応じた責任の所在についても明確にすべきである。

指定管理による複合施設の全館管理について、管理業務の範囲や管理方法について、再検討されたい。

(行政経営課・生活産業課)

(6) 複合施設における情報共有の在り方について

今回調査した複合施設については、定例的に全館調整会議を開催して情報交換を行い、情報を共有しているとの回答が多く見られた。

しかし、例えば、法定点検の結果報告について共有されているかを確認したところ、結果報告書は各施設に提供されておらず、結果の詳細についての報告が共有されていなかった。

また、指定管理者が全館の維持管理を行っている複合施設では、指定管理者が作成した「事故対応フロー」「危機管理マニュアル」が各施設に周知されておらず、実際に事故発生後の対応が著しく遅れる事例も発生していた。

複合施設における情報交換と情報共有の在り方について、施設所管課は改めて検討されたい。特に、指定管理者を導入している複合施設においては、区との情報交換や情報共有も重要となることに留意されたい。

なお、統括防火管理者は平時より複合施設全体の防火管理業務を行う立場にあるが、常時本庁舎で勤務する職員が統括防火管理者として選任されている複合施設があった。統括防火管理者は、平時より複合施設全体の防火管理業務を行う立場にあることから、万一の災害や火災時に、統括防火管理者による複合施設全体の防火管理体制が円滑に機能するよう、情報共有や連絡態勢を整えられたい

(施設所管課)

おわりに

平成 30 年区議会第 4 回定例会において「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」が可決・成立した。

今回監査した複合施設では、火災などの災害発生時に聴覚障害者への情報提供手段となる赤色灯やデジタルサイネージなどが設置されていなかった。条例施行日は平成 31 年 4 月 1 日となっているが、既存の施設でも条例の趣旨に沿って早期に環境を整備されたい。

また、防犯カメラの設置についてであるが、出入口が複数ある複合施設で老朽化に伴う防犯カメラ画像の劣化や設置台数の不足など、本来の目的を果たしていない状況が確認された。各施設においては、事故発生状況や不審者の侵入への対応のために早期に改善されたい。

なお、今回の監査対象外となる単独施設の施設所管課においても、本報告書の各項目について改めて検証し、該当する場合は速やかに改善されたい。

(施設所管課・防災危機管理課・施設整備課・
学習・スポーツ課・障害福祉課)

第 3 監査結果に対する改善措置等の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指導事項等の各事項について改善等の措置を講じた時は、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また事務監査の際、事務処理方法等に対し口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

別紙 1 事務監査対象施設一覧

No.	複合施設の名称	複合施設を構成する施設の名称	所管課	区分	運営形態
1	池袋本町第二区民集会室	池袋本町第二区民集会室	区民活動推進課	親	直営(委託業者)
		池袋本町文書倉庫	総務課	子	直営
2	長崎第五区民集会室	長崎第五区民集会室	区民活動推進課	親	直営(委託業者)
		長崎五丁目地区リサイクルステーション	ごみ減量推進課	子	直営
3	西部区民事務所	西部区民事務所	西部区民事務所	親	直営
		千早地域文化創造館多目的ホール	学習・スポーツ課	子	直営(委託業者)
4	東部区民事務所	東部区民事務所	東部区民事務所	親	直営
		東京広域勤労者サービスセンター	生活産業課	子	民間
5	駒込複合施設	区民ひろば駒込	地域区民ひろば課	親	直営
		駒込地域文化創造館	学習・スポーツ課	子	指定管理
		駒込図書館	図書館課	子	指定管理
6	南大塚複合施設	区民ひろば南大塚	地域区民ひろば課	親	直営
		南大塚地域文化創造館	学習・スポーツ課	子	指定管理
		東部高齢者総合相談センター	高齢者福祉課	子	直営(委託業者)
		東部障害支援センター	障害福祉課	子	直営(委託業者)
7	区民ひろば清和第一	区民ひろば清和第一	地域区民ひろば課	親	直営(委託業者)
		巣鴨第一保育園	保育課	子	直営
8	区民ひろば清和第二	区民ひろば清和第二	地域区民ひろば課	親	直営(委託業者)
		巣鴨第一区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営(委託業者)
		大気汚染測定室巣鴨分室	環境保全課	子	直営
		子どもスキップ清和	放課後対策課	子	直営
9	区民ひろば西巣鴨第一	区民ひろば西巣鴨第一	地域区民ひろば課	親	直営
		西巣鴨区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営
10	区民ひろば西巣鴨第二	区民ひろば西巣鴨第二	地域区民ひろば課	親	直営
		西巣鴨幼稚園	学校施設課	子	直営
		子どもスキップ西巣鴨	放課後対策課	子	直営
11	区民ひろば朋有	区民ひろば朋有	地域区民ひろば課	親	直営
		旧東池袋豊寿園	高齢者福祉課	子	直営
		東池袋第二区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営
		ジャンプ東池袋	子ども若者課	子	直営
12	区民ひろば豊成	区民ひろば豊成	地域区民ひろば課	親	直営
		上池袋第一区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営
13	区民ひろば上池袋	区民ひろば上池袋	地域区民ひろば課	親	直営
		上池袋第二区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営
14	区民ひろば池袋本町	区民ひろば池袋本町	地域区民ひろば課	親	直営(委託業者)
		池袋本町第一区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営(委託業者)
15	区民ひろば池袋	区民ひろば池袋	地域区民ひろば課	親	直営
		池袋第二区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営

No.	複合施設の名称	複合施設を構成する施設の名称	所管課	区 分	運営形態
16	区民ひろば南池袋	区民ひろば南池袋	地域区民ひろば課	親	直営(委託業者)
		子どもスキップ南池袋	放課後対策課	子	直営
17	区民ひろば高南第一	区民ひろば高南第一	地域区民ひろば課	親	直営
		高田文書倉庫	総務課	子	直営
		高田第一区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営
18	区民ひろば高南第二	区民ひろば高南第二	地域区民ひろば課	親	直営
		高田介護予防センター	高齢者福祉課	子	直営
19	区民ひろば長崎	区民ひろば長崎	地域区民ひろば課	親	直営
		長崎第三区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営
		旧長崎第一豊寿園	高齢者福祉課	子	直営
		長崎休日診療所	地域保健課	子	直営(委託業者)
20	区民ひろば富士見台	区民ひろば富士見台	地域区民ひろば課	親	直営(委託業者)
		南長崎第一区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営(委託業者)
21	区民ひろば高松	区民ひろば高松	地域区民ひろば課	親	直営(委託業者)
		高松区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営(委託業者)
22	区民ひろば千早	区民ひろば千早	地域区民ひろば課	親	直営(委託業者)
		要町第二区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営(委託業者)
23	区民ひろばさくら第一	区民ひろばさくら第一	地域区民ひろば課	親	直営(委託業者)
		南長崎第二区民集会室	地域区民ひろば課	子	直営(委託業者)
24	千登世橋教育文化センター	雑司が谷体育館	学習・スポーツ課	親	指定管理
		雑司が谷地域文化創造館	学習・スポーツ課	子	指定管理
		ぞうしがやこどもステーション	文化デザイン課	子	直営
		教育センター	教育センター	子	直営
25	健康プラザとしま	池袋スポーツセンター	学習・スポーツ課	親	指定管理
		健康プラザとしま喫茶室用スペース	学習・スポーツ課	子	民間
		上池袋豊寿園	高齢者福祉課	子	民間
		豊島健康診査センター	地域保健課	子	指定管理
		上池袋コミュニティセンター	区民活動推進課	子	直営(委託業者)
26	南長崎スポーツセンター	南長崎スポーツセンター	学習・スポーツ課	親	指定管理
		南長崎自転車駐車場	土木管理課	子	指定管理
27	池袋図書館	池袋図書館	図書館課	親	指定管理
		池袋第三区民集会室	図書館課	子	指定管理
28	目白図書館	目白図書館	図書館課	親	指定管理
		目白第一区民集会室	図書館課	子	指定管理
29	としま産業振興プラザ	としま産業振興プラザ	生活産業課	親	指定管理
		としまスタートアップオフィス	生活産業課	子	直営
		男女平等推進センター	男女平等推進センター	子	直営
		地域活動交流センター	区民活動推進課	子	直営(委託業者)
		区民ひろば西池袋	地域区民ひろば課	子	直営(委託業者)
		郷土資料館	文化デザイン課	子	直営

No.	複合施設の名称	複合施設を構成する施設の名称	所管課	区 分	運営形態
30	豊島リサイクルセンター	豊島リサイクルセンター	ごみ減量推進課	親	直営
		北大塚備蓄倉庫	防災危機管理課	子	直営
		北大塚区民集会室	区民活動推進課	子	直営(委託業者)
31	福祉ホームさくらんぼ	福祉ホームさくらんぼ	障害福祉課	親	指定管理
		西池袋第二区民集会室	障害福祉課	子	直営(委託業者)
32	駒込生活実習所	駒込生活実習所	障害福祉課	親	指定管理
		駒込福祉作業所	障害福祉課	子	指定管理
33	駒込福祉作業所分室	駒込福祉作業所分室	障害福祉課	親	指定管理
		ほほえみクラブ室	高齢者福祉課	子	直営
34	心身障害者福祉センター	心身障害者福祉センター(新館・旧館)	障害福祉課	親	直営
		目白生活実習所(新館・旧館)	障害福祉課	子	指定管理
		目白福祉作業所	障害福祉課	子	指定管理
35	心身障害者福祉センター仮施設	心身障害者福祉センター仮施設	障害福祉課	親	直営
		目白生活実習所	障害福祉課	子	指定管理
		目白福祉作業所	障害福祉課	子	指定管理
		文化デザイン課分室	文化デザイン課	子	直営
		豊島区立巣鴨北中学校給食室	学校施設課	子	直営(委託業者)
36	東池袋分庁舎	豊島区役所東池袋分庁舎(生活福祉課事務室分)	生活福祉課	親	直営
		中央高齢者総合相談センター	福祉総務課	子	民間
		豊島区役所東池袋分庁舎(福祉総務課事務室分)	福祉総務課	子	民間
		更生保護サポートセンター	子ども若者課	子	民間
37	西部生活福祉課事務所	西部生活福祉課事務所	西部生活福祉課	親	直営
		区民ひろば要	地域区民ひろば課	子	直営
		西部高齢者総合相談センター	高齢者福祉課	子	直営(委託業者)
		要町第一区民集会室	西部生活福祉課	子	直営(委託業者)
		西部障害支援センター	障害福祉課	子	直営(委託業者)
38	池袋保健所	池袋保健所	地域保健課	親	直営
		環境分析室	環境保全課	子	直営
		池袋休日診療所	地域保健課	子	直営(委託業者)
		口腔保健センター	地域保健課	子	直営(委託業者)
		池袋あうる薬局	地域保健課	子	民間
39	雑司が谷保育園	雑司が谷保育園	保育課	親	民間
		雑司が谷区民集会室	区民活動推進課	子	直営(委託業者)
40	上池袋第一まちづくりセンター	まちづくりセンター(上池袋第1)	地域まちづくり課	親	直営
		上池袋二丁目地区リサイクルステーション	ごみ減量推進課	子	直営
41	巣鴨つつじ苑	巣鴨つつじ苑	住宅課	親	直営
		巣鴨地域文化創造館	学習・スポーツ課	子	指定管理
42	長崎つつじ苑	長崎つつじ苑	住宅課	親	直営
		長崎第四区民集会室	区民活動推進課	子	直営(委託業者)
		長崎第二豊寿園	高齢者福祉課	子	民間

No.	複合施設の名称	複合施設を構成する施設の名称	所管課	区 分	運営形態
43	千川つつじ苑	千川つつじ苑	住宅課	親	直営
		千川区民集会室	区民活動推進課	子	直営(委託業者)
		千川豊寿園	高齢者福祉課	子	民間
		千川二丁目資材倉庫	公園緑地課	子	直営(委託業者)
44	南長崎つつじ苑	南長崎つつじ苑	住宅課	親	直営
		南長崎一丁目地区リサイクルステーション	ごみ減量推進課	子	直営
45	ライブピア池袋本町	ライブピア池袋本町	住宅課	親	直営
		池袋本町第二つつじ苑	住宅課	子	直営
46	駒込小学校	駒込小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ駒込	放課後対策課	子	直営
47	巢鴨小学校	巢鴨小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ巢鴨	放課後対策課	子	直営
48	豊成小学校	豊成小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ豊成	放課後対策課	子	直営
49	朝日小学校	朝日小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ朝日	放課後対策課	子	直営
50	池袋第一小学校	池袋第一小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ池袋第一	放課後対策課	子	直営
51	池袋小学校	池袋小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ池袋	放課後対策課	子	直営
52	目白小学校	目白小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ目白	放課後対策課	子	直営
53	高南小学校	高南小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ高南	放課後対策課	子	直営
54	池袋本町小学校 (池袋本町連携校)	池袋本町小学校(池袋本町連携校)	学校施設課	親	直営
		池袋中学校(池袋本町連携校)	学校施設課	子	直営
		子どもスキップ池袋本町(池袋本町連携校)	放課後対策課	子	直営
55	長崎小学校	長崎小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ長崎	放課後対策課	子	直営
56	椎名町小学校	椎名町小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ椎名町	放課後対策課	子	直営
57	富士見台小学校	富士見台小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ富士見台	放課後対策課	子	直営
58	千早小学校	千早小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ千早	放課後対策課	子	直営
59	高松小学校	高松小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップ高松	放課後対策課	子	直営
60	さくら小学校	さくら小学校	学校施設課	親	直営
		子どもスキップさくら	放課後対策課	子	直営

No.	複合施設の名称	複合施設を構成する施設の名称	所管課	区分	運営形態
61	池袋幼稚園	池袋幼稚園	学校施設課	親	直営
		池袋三丁目物品倉庫	総務課	子	直営
		旧池袋第一児童館	財産運用課	子	民間
62	南長崎幼稚園	南長崎幼稚園	学校施設課	親	直営
		区民ひろば椎名町	地域区民ひろば課	子	直営
63	としまエコムーゼタウン	豊島区本庁舎	庁舎運営課	子	直営
		大気汚染測定室池袋分室	環境保全課	子	直営
64	ライズシティ池袋	中央図書館 ※ライズアリーナビル4・5F	図書館課	子	直営
		舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)	文化デザイン課	子	指定管理

別紙2 調査集計結果

1. 防火管理者設置

施設数（箇所）	必要なし 箇所	必要あり 箇所	設置数（A）		未設置数	
			箇所	%	箇所	%
166	19	147	140	95.2	7	4.8

※ 防火管理者の設置が必要な防火対象物等（消防法第8条第1項、同施行令第1条の2第3項）

①複合用途防火対象物のうち、その一部が集会室としての用途に供されているものは、防火対象物全体の収容人員が30人以上のもの（特定用途の防火対象物）

ただし、社会福祉施設（避難困難施設）が含まれる場合は、10人以上のもの

②複合用途防火対象物のうち、①に掲げるもの以外の用途に供されているものは、防火対象物全体の収容人数が50人以上のもの（非特定用途の防火対象物）

（1）消防計画作成

(A) 箇所	あり (B)		なし	
	箇所	%	箇所	%
140	137	97.9	3	2.1

※ 防火管理者の責務として、消防計画の作成が義務付けられている。（消防法施行令第3条の2）

（2）自衛消防隊の編成

(B) 箇所	あり		なし	
	箇所	%	箇所	%
137	129	94.2	8	5.8

※ 防火管理者は消防計画作成にあたって、自衛消防隊を編成した場合は施設職員に周知するとともに消防計画に盛り込んで消防署に届出なければならない。

注1) 消防法第8条の2の5の対象外の防火対象物であっても、法第8条により防火管理者の選任等の対象となる防火対象物にあっては、「自衛消防の組織」について消防計画に定め、自衛消防業務を行うことは、従前のおりとされている。（総務省消防庁予防課作成『自衛消防力の強化に係る消防法令の改正について』）

注2) 自衛消防隊の「なし」には、複合施設の一部の施設について自衛消防隊に編入していない施設も含む。【指導事項(2)③】

(3) 避難訓練等の実施

(B)	回数	0	1	2	3	4	5	7	10	11	12
137	箇所	12	20	69	5	3	2	2	2	6	16
	%	8.7	14.6	50.4	3.6	2.2	1.5	1.5	1.5	4.4	11.7

※ 特定施設については年間2回、非特定施設については消防計画に定めた回数以上避難訓練等を行うように義務付けられている。(消防法施行規則第3条第10号)

2. 安全点検

施設数(箇所)	必要なし	必要あり	実施数(C)		未実施数	
			箇所	%	箇所	%
166	箇所	箇所	箇所	%	箇所	%
	11	155	152	98.1	3	1.9

※ 所属長は安全点検整備計画書を作成するとともに施設職員の中から安全点検員を指定し、点検を行わせなければならないと定められている。(豊島区有施設の点検に関する要綱第12条・第13条)

(1) 安全点検の実施回数

(C)	回数	1	2	4	11	12
152	箇所	1	3	124	1	23
	%	0.7	2.0	81.6	0.7	15.1

3. 複合施設の運営形態

施設数	直営		直営(委託業者)		指定管理者		民間	
	箇所	%	箇所	%	箇所	%	箇所	%
64	39	60.9	14	21.9	8	12.5	3	4.7

注1) 複合施設において、親施設となる施設の運営形態について集計した。

注2) 区役所本庁舎及び中央図書館、舞台芸術交流センター(あうるすぽっと)については、管理組合が全体管理を行っているため、運営形態については民間として集計した。

注記

- 1 表中に示す構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。
- 2 パーセンテージについては、小数点以下第2位を四捨五入する。
- 3 掲載した統計等は、本監査において調査・集計した結果に基づくものである。

参考資料

○豊島区区有施設の点検に関する要綱

〔平成17年10月31日〕
部長決定

改正 平成28年6月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第2項及び第4項の規定に基づく点検並びに区有施設等を管理する者による安全確保のための点検の制度を確立し、区有施設等の維持保全を的確に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区有施設 豊島区が所有する施設で、別に定める施設一覧（以下、「施設一覧」という。）に掲げる施設をいう。
- 二 指定管理者施設 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年豊島区条例第41号）第7条の規定に基づき区有施設の管理に関する協定を豊島区長等と締結した施設で、施設一覧にその旨を明示した施設をいう。
- 三 民営化施設 豊島区が社会福祉法人、民間事業者等に土地等を含む区有施設を無償で貸与する等して、その運営をさせる施設で、施設一覧にその旨を明示した施設をいう。
- 四 区有施設等 区有施設、指定管理者施設、民営化施設をいう。
- 五 遊戯物 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第3項に規定するぶらんこ、すべり台、砂場等の遊戯施設で、区有施設等の敷地に存するものをいう。
- 六 建築設備 法第2条第3号に規定する電気、ガス、給水、排水、換気、暖冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針で、区有施設等に存するものをいう。
- 七 課長等 区有施設等を所管する豊島区組織規則（昭和49年豊島区規則第2号）第7条に規定する課、室及び所、男女平等推進センター、東部区民事務所、西部区民事務所、豊島清掃事務所、池袋保健所の課及び所、教育委員会事務局の課をいう。

(職員の協力義務)

第3条 職員は、区民等の安全保持についての責任を自覚し積極的に区有施設の点検に協力しなければならない。

(区有施設等を点検する者の心得)

第4条 区有施設等を点検する者は、常に区有施設等の点検に必要な法令等の知識の習得に励むことにより、自らの点検能力の維持向上に努めなければならない。

第2章 法定点検

(法定の点検対象の区有施設等)

第5条 法第12条第2項に規定する点検（以下、「法定建築点検」という。）及び法第12条第4項に規定する昇降機以外の点検（以下、「法定設備点検」という。）を行う施設は、法第12条1項に規定する特定建築物に該当する区有施設等（施設一覧に掲げるもの）とする。ただし、課長等が施設整備課長に当該施設又は設備を休止又は廃止した旨を区有施設・建築設備廃止休止届（別記第1号様式）により届け出たものについては、この限りでない。

2 法第12条第4項に規定する昇降機の点検（以下、「法定昇降機点検」という。）を行う施設は、昇降機が存する全ての区有施設等（施設一覧に掲げるもの）とする。ただし、課長等が施設整備課長に当該昇降機を休止又は廃止した旨を昇降機廃止休止届（別記第2号様式）により届け出たものについてはこの限りでない。

(法定の点検員)

第6条 法定建築点検、法定設備点検及び法定昇降機点検（以下、「法定点検」という。）を行う者は、1級建築士、2級建築士又は次に掲げる者（以下、「法定点検員」という。）のいずれかとする。

一 法定建築点検にあつては建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号。以下、「規則」という。）第6条の5第1項で定める特定建築物調査員資格証の交付を受けている建築物調査員

二 法定設備点検のうち第8条第2項第1号から5号までの点検にあつては規則第6条の5第2項で定める建築設備検査員資格証の交付を受けている建築設備等検査員

三 法定設備点検のうち第8条第2項第6号の点検にあつては規則第6条の5第2項で定める防火設備検査員資格証の交付を受けている建築設備等検査員

四 法定昇降機点検にあつては規則第6条の5第2項で定める昇降機等検査員資格証の交付を受けている建築設備等検査員

(法定点検の時期)

第7条 法定建築点検は規則第5条の2に基づき、3年以内ごとに行うものとする。ただし、法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法定建築点検については、当該検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内に行うものとする。

2 法定設備点検及び法定昇降機点検は規則第6条の2に基づき、1年(国土交通大臣が定める点検の項目については3年)以内ごとに行うものとする。ただし、法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法定設備点検及び法定昇降機点検については、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年(国土交通大臣が定める点検の項目については6年)以内に行うものとする。

(法定点検の対象部位)

第8条 法定建築点検を行う対象の部位は次のとおりとする。

- 一 敷地及び地盤面
- 二 構造耐力上主要な部分
- 三 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けるもの
- 四 防火区画を構成する各部分その他防火上主要な部分

2 法定設備点検を行う対象の部位は次のとおりとする。

- 一 排煙設備
- 二 換気設備
- 三 非常用照明設備
- 四 給水設備及び排水設備
- 五 国土交通大臣が定める点検の項目
- 六 防火戸その他の建築基準法施行令(昭和25年11月16日政令第338号)第109条第1項で定める防火設備

3 法定昇降機点検を行う対象の部位は昇降機とする。

(法定点検の方法等)

第9条 法定点検の方法等は、東京都における特殊建築物等定期調査報告実務マニュアル等に従い、適切に実施するものとする。

(法定点検の結果の記録及び保管等)

第10条 法定点検員は、法定点検を行ったときは、その結果を区有施設法定点検結果報告書(別記第3号様式)に記録し、施設所管課長等を経て施設整備課長に速やかに報告するものとする。

2 施設整備課長は、区有施設法定点検結果報告書（別記第3号様式）を継続的に保管し、施設の改修計画の作成、適切な維持保全等に活用するものとする。

3 施設整備課長は、第1項の区有施設法定点検結果報告書（別記第3号様）により、区民等の安全保持上必要があると認めたときは、当該課長等に法定点検結果通知書（別記第4号様式）により通知するとともに、必要な措置を助言することができる。

第3章 安全点検

（安全点検の対象の区有施設等）

第11条 区有施設等を管理する者による安全確保のための点検（以下、「安全点検」という。）を行う施設は、施設一覧に掲げるものとする。

（安全点検整備計画）

第12条 課長等は、毎年所管する区有施設等で安全点検整備計画を策定し、安全点検整備計画書（別記第5号様式）により毎年4月末日までに施設整備課長に提出しなければならない。

（安全の点検員）

第13条 課長等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した区有施設にあつては、指定管理者）は、各区有施設等に従事する者の中から安全点検を行う者（以下、「安全点検員」という。）を指名するものとする。

2 課長等は、毎年前項で指名した安全点検員を記載した安全点検員指名報告書（別記第6号様式）により毎年4月末日までに施設課長に提出しなければならない。

3 課長等は、安全点検員を変更した時は、速やかに前項の報告書により施設整備課長に提出しなければならない。

（安全点検の時期）

第14条 建築物に関する安全点検（以下、「安全建築点検」という。）は、3ヶ月以内ごとに行うものとする。

2 建築設備に関する安全点検（以下、「安全設備点検」という。）は、1年以内ごとに行うものとする。

3 遊戯物に関する安全点検（以下、「安全遊戯物点検」という。）は、1ヶ月以内ごとに行うものとする。

（緊急点検）

第15条 施設整備課長は、区民等の安全保持上必要があると認めたときは、課長等に緊急点検を行うよう要請することができる。

(安全点検の対象の範囲)

第16条 安全建築点検の対象の範囲は、建築物の破損、変形の有無その他外観的な事項とする。

2 安全設備点検の対象の範囲は、主として建築設備の機能的事項とする。

3 安全遊戯物点検の対象の範囲は、損傷、腐食その他の劣化についての事項とする。

(安全点検の方法等)

第17条 安全点検の方法等は、別に定める「豊島区安全点検の手引き」に従い、適切に実施するものとする。

2 課長等は、必要と判断したときは施設整備課長に点検を要請することができる。

3 施設整備課長は、要請を受け必要があると認めたときは、直ちに点検を行い、その結果を当該課長等に報告するとともに助言、指導その他支援を行うものとする。

(安全点検の報告)

第18条 安全点検員は、安全点検を実施したときは、直ちにその結果を安全点検報告書(別記第9号様式)により課長等に報告するものとする。

2 課長等及び安全点検員は、前項の安全点検報告書により、区民等の安全保持上必要があると認めたときは、施設整備課長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 施設整備課長は、必要に応じて安全点検員に第1項の安全点検報告書を提出させることができる。

附 則

この要綱は、平成17年10月31日から施行する。ただし、第11条から第17条までについては平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定後の日から施行し、改正後の要綱は、平成28年6月1日から適用する。ただし、第8条第2項第6号の最初の点検時期は、同日から3年以内とする。

○建築基準法（抜粋）

（昭和二十五年五月二十四日）

（法律第二百一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

・・・・・・・・・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・・・・・・・・・

（報告、検査等）

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。

以下この項及び次項において同じ。)で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第十二条の三第三項において「建築設備等検査員」という。)に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等(前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

○建築基準法施行令（抜粋）

（昭和二十五年十一月十六日）

（政令第三百三十八号）

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基き、この政令を制定する。

・・・・・・・・・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・・・・・・・・・

（定期報告を要する建築物等）

第十六条 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

一 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物

二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で主階が一階にないもの

三 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

四 三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物

五 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

2 法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。

3 法第十二条第三項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

一 第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

二 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で第一項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

（昭五九政一五・全改、平一七政一九二・平二八政六・一部改正）

○消防法（抜粋）

（昭和二十三年七月二十四日）

（法律第百八十六号）

第一章 総則

第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（昭二四法一九三・平二一法三四・一部改正）

・・・・・・・・・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・・・・・・・・・

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

（昭三五法一一七・全改、昭四三法九五・昭四六法九七・昭四九法六四・平一四法三〇・平二四法三八・一部改正）

第八条の二 高層建築物(高さ三十一メートルを超える建築物をいう。第八条の三第一項において同じ。)その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街(地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。)でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者(以下この条において「統括防火管理者」という。)を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 統括防火管理者は、前項の規定により同項の防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、同項の権原を有する者が前条第一項の規定によりその権原に属する当該防火対象物の部分ごとに定めた同項の防火管理者に対し、当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。

3 前条第一項の規定により前項に規定する防火管理者が作成する消防計画は、第一項の規定により統括防火管理者が作成する防火対象物の全体についての消防計画に適合するものでなければならない。

4 第一項の権原を有する者は、同項の規定により統括防火管理者を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

5 消防長又は消防署長は、第一項の防火対象物について統括防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

6 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

7 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

(昭四三法九五・追加、昭四六法九七・昭四九法六四・平一一法一六〇・平一四法三〇・平二四法三八・一部改正)

第八条の二の二 第八条第一項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期的に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの(次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「防火対象物点検資格者」という。)に、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項(次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検対象事項」という。)がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省令で定める基準(次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検基準」という。)に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第十七条の三の三の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

・・・・・・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(昭四九法六四・追加、平一一法一六〇・平一四法三〇・平一五法八四・一部改正)

○消防法施行令（抜粋）

（昭和三十六年三月二十五日）

（政令第三十七号）

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項、第九条の二、第十七条第一項、第十七条の二、第十七条の三第二項及び第十九条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

・・・・・・・・・・・・・・・・（中略）・・・・・・・・・・・・・・・・

（防火管理者を定めなければならない防火対象物等）

第一条の二 法第八条第一項の政令で定める大規模な小売店舗は、延べ面積が千平方メートル以上の小売店舗で百貨店以外のものとする。

2 法第八条第一項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうち別表第一（一）項から（十五）項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。この場合において、当該異なる二以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。

3 法第八条第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一に掲げる防火対象物（同表（十六の三）項及び（十八）項から（二十）項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ 別表第一（六）項ロ、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（六）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数（以下「収容人員」という。）が十人以上のもの

ロ 別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、ハ及びニ、（九）項イ、（十六）項イ並びに（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（六）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、収容人員が三十人以上のもの

ハ 別表第一（五）項ロ、（七）項、（八）項、（九）項ロ、（十）項から（十五）項まで、（十六）項ロ及び（十七）項に掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの

二 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が五十人以上のもののうち、総務省令で定めるもの

イ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方メートル以上である建築物

ロ 延べ面積が五万平方メートル以上である建築物

ハ 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上である建築物

三 建造中の旅客船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条に規定する旅客船をいう。)で、収容人員が五十人以上で、かつ、甲板数が十一以上のものうち、総務省令で定めるもの

4 収容人員の算定方法は、総務省令で定める。

(昭四一政一二七・昭四四政一八・昭四七政四一一・昭四九政一八八・昭四九政二五二・昭五六政六・一部改正、昭五九政一五・旧第一条繰下・一部改正、平一二政三〇四・平一六政一九・平一九政一七九・一部改正)

(同一敷地内における二以上の防火対象物)

第二条 同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である別表第一に掲げる防火対象物が二以上あるときは、それらの防火対象物は、法第八条第一項の規定の適用については、一の防火対象物とみなす。

(昭四一政一二七・一部改正)

(防火管理者の資格)

第三条 法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとする。

一 第一条の二第三項各号に掲げる防火対象物(同項第一号ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、次号に掲げるものを除く。)(以下この条において「甲種防火対象物」という。) 次のいずれかに該当する者

イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う甲種防火対象物の防火管理に関する講習(第四項において「甲種防火管理講習」という。)の課程を修了した者

ロ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

ハ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あつた者

ニ イからハマまでに掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、

防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

二 第一条の二第三項第一号ロ及びハに掲げる防火対象物で、延べ面積が、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(十六)項イ並びに(十六の二)項に掲げる防火対象物にあつては三百平方メートル未満、その他の防火対象物にあつては五百平方メートル未満のもの(以下この号において「乙種防火対象物」という。) 次のいずれかに該当する者

イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う乙種防火対象物の防火管理に関する講習(第四項において「乙種防火管理講習」という。)の課程を修了した者

ロ 前号イからニまでに掲げる者

2 共同住宅その他総務省令で定める防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長が認めるものの管理について権原を有する者が、当該防火対象物に係る防火管理者を定める場合における前項の規定の適用については、同項中「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」とあるのは、「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすもの」とする。

3 甲種防火対象物でその管理について権原が分かれているものの管理について権原を有する者がその権原に属する防火対象物の部分で総務省令で定めるものに係る防火管理者を定める場合における第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、第一項第一号に掲げる者のほか、同項第二号イに掲げる者としてすることができる。

4 甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(昭三六政四二七・昭四七政四一一・昭六一政三六九・平一二政三〇四・平一六政一九・平一九政一七九・平二〇政三〇一・平二四政二六二・平二九政二三二・一部改正)

(防火管理者の責務)

第三条の二 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、

通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

4 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

(昭四一政三七九・昭四七政四一一・昭五一政三〇一・平一二政三〇四・平二〇政三〇一・一部改正、平二四政二六二・旧第四条繰上・一部改正)

(統括防火管理者を定めなければならない防火対象物)

第三条の三 法第八条の二第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一(六)項ロ及び(十六)項イに掲げる防火対象物(同表(十六)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)のうち、地階を除く階数が三以上で、かつ、収容人員が十人以上のもの

二 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ並びに(十六)項イに掲げる防火対象物(同表(十六)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)のうち、地階を除く階数が三以上で、かつ、収容人員が三十人以上のもの

三 別表第一(十六)項ロに掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が五以上で、かつ、収容人員が五十人以上のもの

四 別表第一(十六の三)項に掲げる防火対象物

(昭五六政六・全改、昭六一政三六九・平一九政一七九・一部改正、平二四政二六二・旧第四条の二繰上・一部改正)

(統括防火管理者の資格)

第四条 法第八条の二第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとする。

一 次に掲げる防火対象物 第三条第一項第一号に定める者

イ 法第八条の二第一項に規定する高層建築物(次号イに掲げるものを除く。)

ロ 前条各号に掲げる防火対象物(次号ロ、ハ及びニに掲げるものを除く。)

ハ 法第八条の二第一項に規定する地下街(次号ホに掲げるものを除く。)

二 次に掲げる防火対象物 第三条第一項第二号に定める者

イ 法第八条の二第一項に規定する高層建築物で、次に掲げるもの

(1) 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ並びに(十六)項イに掲げる防火対象物(同表(十六)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

(2) 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ及び(十七)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの

ロ 前条第二号に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ハ 前条第三号に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のもの

ニ 前条第四号に掲げる防火対象物(別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

ホ 法第八条の二第一項に規定する地下街(別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)で、延べ面積が三百平方メートル未満のもの

(平二四政二六二・追加)

(統括防火管理者の責務)

第四条の二 統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 統括防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(平二四政二六二・追加)

(火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物)

第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。

一 収容人員が三百人以上のもの

二 前号に掲げるもののほか、別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。)以外の階(一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、第二十一条第一項第七号、第三十五条第一項第四号及び第三十六条第二項第三号において「避難階以外の階」という。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段(建築基準法施行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下同じ。)が二(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの

(平一四政二七四・追加、平一九政四九・平一九政一七九(平二〇政二一五)・平二〇政二一五・一部改正)

(避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物)

第四条の二の三 法第八条の二の四の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物(同表(十八)項から(二十)項までに掲げるものを除く。)とする。

(平一四政二七四・追加)

(自衛消防組織の設置を要する防火対象物)

第四条の二の四 法第八条の二の五第一項の政令で定める防火対象物は、法第八条第一項の防火対象物のうち、次に掲げるものとする。

一 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項から(十二)項まで、(十三)項イ、(十五)項及び(十七)項に掲げる防火対象物(以下「自衛消防組織設置防火対象物」という。)で、次のいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が十一以上の防火対象物で、延べ面積が一万平方メートル以上のもの

ロ 地階を除く階数が五以上十以下の防火対象物で、延べ面積が二万平方メートル以上のもの

ハ 地階を除く階数が四以下の防火対象物で、延べ面積が五万平方メートル以上のもの

二 別表第一(十六)項に掲げる防火対象物(自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、次のいずれかに該当するもの

イ 地階を除く階数が十一以上の防火対象物で、次に掲げるもの

(1) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が十一階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が一万平方米以上のも

(2) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が十階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が五階以上十階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が二万平方米以上のも

(3) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が四階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が五万平方米以上のも

ロ 地階を除く階数が五以上十以下の防火対象物で、次に掲げるもの

(1) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が五階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が二万平方米以上のも

(2) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が四階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が五万平方米以上のも

ハ 地階を除く階数が四以下の防火対象物で、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が五万平方米以上のも

三 別表第一(十六の二)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のも

(平二〇政三〇一・追加)

(自衛消防組織を置かなければならない者)

第四条の二の五 法第八条の二の五第一項の自衛消防組織(以下「自衛消防組織」という。)は、前条の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者(同条第二号に掲げる防火対象物にあつては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理についての権原を有する者に限る。)が置くものとする。

2 前項の場合において、当該権原を有する者が複数あるときは、共同して自衛消防組織を置くものとする。

(平二〇政三〇一・追加)

(消防計画における自衛消防組織の業務の定め)

第四条の二の六 前条第一項の権原を有する者は、その者が定めた防火管理者に、総務省令で定めるところにより、防火管理に係る消防計画において、自衛消

防組織の業務に関する事項を定めさせなければならない。

(平二〇政三〇一・追加)

(自衛消防組織の業務)

第四条の二の七 自衛消防組織は、前条の自衛消防組織の業務に関する事項の定めに従い、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行うものとする。

(平二〇政三〇一・追加)

(自衛消防組織の要員の基準)

第四条の二の八 自衛消防組織には、統括管理者及び総務省令で定める自衛消防組織の業務ごとに総務省令で定める員数以上の自衛消防要員を置かなければならない。

2 統括管理者は、自衛消防組織を統括する。

3 統括管理者は、次の各号のいずれかに掲げる者をもつて充てなければならない。

一 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者

二 前号に掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

4 前項第一号に規定する講習の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(平二〇政三〇一・追加)

○消防法施行規則

(昭和三十六年四月一日)

(自治省令第六号)

消防法及び消防法施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、消防法施行規則を次のように定める。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(防火管理に係る消防計画)

第三条 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・

10 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

11 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日)

(法律第六十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として

障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

○豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例

平成30年12月11日

条例第55号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることへの理解の促進及び普及並びに障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関し必要な事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、分け隔てられることなく、理解し合い、互いに一人一人の尊厳を大切にし、安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 言語 音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。
- (4) 区民 豊島区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいう。
- (5) 事業者 営利又は非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。
- (6) 学校等 区内にある、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。
- (7) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。
- (8) 意思疎通支援者 手話通訳士及び手話通訳者（以下「手話通訳者」とい

う。)、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他の障害者の意思疎通の支援等を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 手話が言語であることへの理解の促進及び普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であるという認識の下に行われなければならない。

2 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進は、障害者の多様な意見及び要望に適合したものを、障害者自らが選択する機会を保障されることを基本として行われなければならない。

（区の責務）

第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話が言語であることへの理解の促進及び普及並びに障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。

（区民の役割）

第5条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業を行うに当たり、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用により、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び障害者が働きやすい環境づくりに努めるものとする。

（施策の基本方針）

第7条 区は、第4条の規定による責務を果たすため、次に掲げる施策を障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画において定め、これらを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることへの理解の促進及び普及に関する施策
- (2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の理解の促進に関する施策
- (3) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を容易に利用できるための環境づくりに関する施策
- (4) 意思疎通支援者及びその指導者の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

（財政上の措置）

第8条 区は、前条各号に掲げる施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 手話言語の理解の促進及び普及

(手話言語の理解の促進及び普及)

第9条 区は、ろう者、手話通訳者、事業者及び関係機関と協力し、手話が言語であることの区民の理解を促進し、及び区民が手話言語を理解し、ろう者との円滑な会話を可能とするための施策を推進するものとする。

2 区は、事業者及び関係機関が手話言語に関する学習会等を開催する場合において、その支援を行うものとする。

3 区は、手話が言語であるという認識の下、手話対応ができる職員の育成など、公共施設における環境づくりに努めるものとする。

4 区は、学校等において、幼児、児童、生徒

第3章 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進

(障害の特性に応じた多様な意思疎通手段への理解の普及)

第10条 区は、障害者、意思疎通支援者、事業者及び関係機関と協力して、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段について、区民の理解を普及させるための施策を推進するものとする。

2 区は、学校等において、幼児、児童、生徒等が、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を学ぶことができるよう努めるものとする。

(障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を容易に利用できるための環境づくり)

第11条 区は、障害者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

- (1) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段による区政に関する情報の発信
- (2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段による災害時における避難等に関する情報の発信及び支援
- (3) 区が主催する講演会その他行事における手話通訳者及び要約筆記者の配置
- (4) 聴覚に障害のある者への手話通訳者又は要約筆記者の派遣
- (5) 区職員に対する障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に関する研修の実施
- (6) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段のための支援機器に関する情報収集及び周知
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用するに当たっての環境づくり

(意思疎通支援者等の確保及び養成)

第12条 区は、障害者が障害の特性に応じた多様な意思疎通手段により地域社会において安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、意思疎通支援者、事業者及び関係機関と協力して、意思疎通支援者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする。

第4章 施策の推進

(施策の推進のための協議)

第13条 区は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に基づき設置されている豊島区障害者権利擁護協議会（以下「協議会」という。）に対し、第7条各号に掲げる施策を的確に推進するための協議を求めるものとする。

2 区長は、第7条各号に掲げる施策の推進について、協議会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

附則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 区は、社会環境の変化及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。